

地域のかかりつけ医として

地域包括診療加算

当院では地域包括診療加算当を算定する患者様に「かかりつけ医」として以下のような診療を行っております。

- 生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- 健康相談及び予防接種に係る相談に対応します。
- 介護保険の利用に関するご相談や介護支援専門員・相談支援専門員からの相談への対応を行っています。
- 在宅医療に関するご相談に応じます、また体調不良時等、患者様からの電話等によるお問い合わせに応じます。
必要に応じて訪問診療の対応をします、病状に急変がありましたら必要に応じて往診等の対応をいたします。(24時間対応)
- 患者様の状態に応じて、28日以上のお薬、リフィル処方せんを交付することが可能です。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがございましたら当院までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

一般名処方加算 1	8点
(後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合)	
一般名処方加算 2	6点
(後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合)	

長期処方・リフィル処方せんについて

- 当院では患者様の状態に応じ28日以上 of 長期の処方やリフィル処方せんの発行に対応いたします。

※投薬量に制限が定められている医薬品及び貼付剤はリフィル処方せんの発行ができません。

※長期処方、リフィル処方せんの交付は、病状に応じて対応可能か医師が判断いたします。

リフィル処方せんとは

リフィル処方せんとは、医師が指定した一定期間、最大3回まで反復利用できる処方箋のことです。

院外処方について

当院は院外処方を行っています。

ジェネリック後発医薬品をご希望の方はお気軽にお申し出ください。

また、調剤薬局でジェネリック医薬品のない場合もありますのでご了承ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

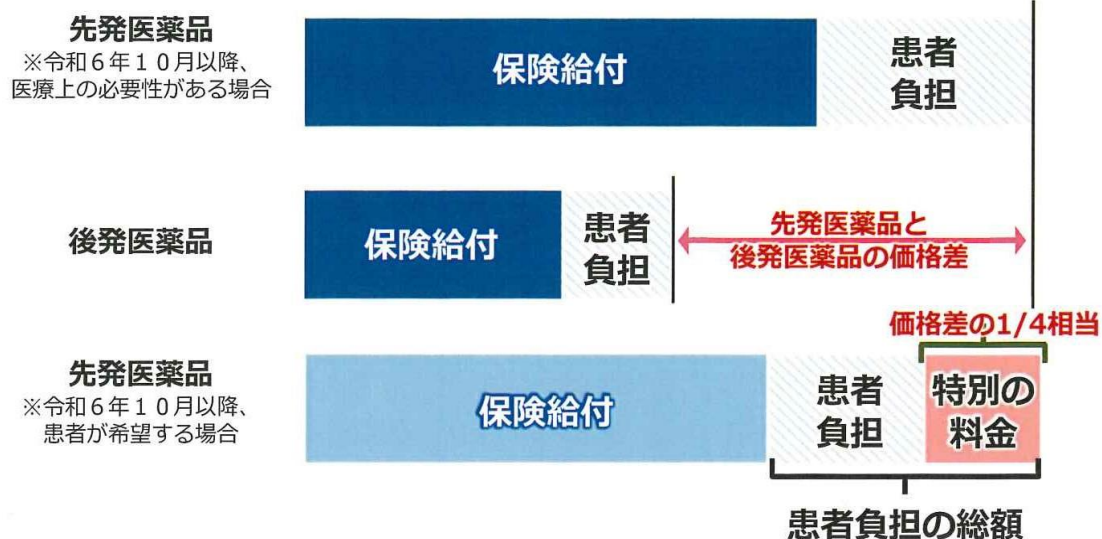
長期収載品の選定療養

令和6年10月1日から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金はかかりません。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。